

2023年10月20日

各位

不動産投資信託証券発行者名
オリックス不動産投資法人 (コード番号 8954)
代表者名 執行役員 三浦 洋

資産運用会社名
オリックス・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 充
問合せ先 財務 IR 部管掌責任者 齋藤 洋輝
TEL: 03-5776-3323

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、2023年10月20日開催の役員会におきまして、下記1乃至4に記載の規約一部変更案及び役員選任案を2023年11月29日に開催される本投資法人の投資主総会に付議することについて決議しましたのでお知らせします。

記

1. 規約一部変更の主な内容及び理由について

(1) 第12条関連

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定(これに関連する投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)等の改正規定を含みます。)が2022年9月1日に施行されたことに伴い、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号)第10条第9項の定めに基づき、2022年9月1日をもって、本投資法人について、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされています。この点を明確化するため、本投資法人の規約においてその旨を確認的に規定するものです。また、電子提供措置をとる事項のうち内閣府令で定めるものの全部又は一部については、書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載することを要しない旨の法令の規定(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第325条の5第3項を投信法第94条第1項により準用の上、同法第65条第1項に従い読み替えたもの)に従い、この旨を規定するものです。(変更後の規約第12条第3項及び第4項)

(2) 別紙1「資産運用の対象及び方針等について」関連

- ① 本投資法人の更なる投資機会の拡大及び投資手段の多様化のため、現行規約に規定されている不動産や不動産を信託財産とする信託の受益権などを裏付資産とする社債券や金銭債権への投資に加えて、当該社債券や金銭債権に投資することを目的とする特定目的会社等に係る出資持分に対する投資を可能とするための変更を行うものです。また、かかる変更に伴って、現行規約に資産運用の対象として規定されている再生可能エネルギー発電設備又は公共施設等運営権を裏付資産とする社債券や金銭債権に関しても、当該社債券や金銭債権に投資することを目的とする特定目的会社等に係る出資持分を資産運用の対象として追加するものです。(変更後の規約別紙1「資産運用の対象及び方針等について」「I 資産運用の対象」(3)及び(4))
- ② 本投資法人の更なる投資機会の拡大及び投資手段の多様化のため、不動産関連資産又はインフラ等関連資産の運用のため必要又は有用と認められる資産に関しては、不動産関連資産又はインフラ等関連資産の投資に付随して取得が必要となる権利に限定せず投資対象とすることが可能となるよう規定を改定するものです。(変更後の規約別紙1「資産運用の対象及び方針等について」「I 資産運用の対象」(5))

(3) 有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の評価方法の変更

2019年7月4日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(関連して新たに制定又は改正された会計基準、適用指針を含みます。)の適用に伴い、資産評価の方法に関して所要の変更を行うものです。(変更後の規約別紙2「資産評価の方法、基準及び基準日について」「I 資産評価の方法及び基準について」「1 運用資産の種類ごとの評価の方法及び基準」(2)及び(5))

(4) 体裁を整える形式的な修正(変更後の規約第41条(b))

(5) 制定・改定履歴関連

上記の規約改定に伴い、制定・改定履歴の変更を行うものです(変更後の制定・改定履歴)。

(規約変更の詳細については、添付資料「第15回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 執行役員1名選任について

執行役員三浦洋は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案によって選任される執行役員の任期は、本投資法人規約第21条第1項ただし書に基づき、就任する2023年11月29日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議題とする投資主総会の終結の時までとします。

また、本議案は、2023年10月20日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意を得て提出されたものです。

(執行役員1名選任の詳細については、添付資料「第15回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 補欠執行役員1名選任について

執行役員が欠けた場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第21条第3項に基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。また、補欠執行役員の選任の効力は、執行役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

なお、本議案は、2023年10月20日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意を得て提出されたものです。

(補欠執行役員1名選任の詳細については、添付資料「第15回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

4. 監督役員3名選任について

監督役員小池敏雄、服部毅及び押味由佳子の3名は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監督役員3名の選任をお願いするものです。なお、本議案によって選任される監督役員の任期は、本投資法人規約第24条第1項ただし書に基づき、就任する2023年11月29日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議題とする投資主総会の終結の時までとします。

(監督役員3名選任の詳細については、添付資料「第15回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

5. 日程

2023年10月20日	投資主総会提出議案承認役員会
2023年11月14日	投資主総会招集通知の発送(予定)
2023年11月29日	投資主総会開催(予定)

以上

(証券コード 8954)
(発信日) 2023年11月14日
(電子提供措置の開始日) 2023年10月27日

投資主各位

東京都港区浜松町二丁目3番1号
オリックス不動産投資法人
執行役員 三 浦 洋

第15回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第15回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況に十分ご留意いただき、ご自身の健康状態等を踏まえて投資主総会へのご出席可否をご検討いただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご来場いただかなくとも、書面により議決権を行使することもできますので、あわせてご検討くださいますようお願い申し上げます。書面による議決権の行使をされる場合は、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2023年11月28日（火曜日）午後5時までに本投資法人に到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人規約第17条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案は、いずれも同条第2項に規定する議案に該当しません。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をされない場合には、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

規約第17条 (みなし賛成)

1 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（ただし、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。

3 第1項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第15回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、本投資主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.orixjreit.com/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

敬 具

記

1. 日 時：2023年11月29日（水曜日） 午前10時（開場：午前9時30分）

2. 場 所：東京都港区浜松町二丁目3番1号
日本生命浜松町クレアタワー 5階
浜松町コンベンションホール 大ホール
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

第1号議案：規約一部変更の件

第2号議案：執行役員1名選任の件

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

第4号議案：監督役員3名選任の件

以上

【お願い】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有するほかの投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をなされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎電子提供措置事項を修正する必要がある場合は、上記インターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人の資産運用会社であるオリックス・アセットマネジメント株式会社の主催による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全の確保及び感染拡大防止のための対応を行う場合がございます。以下のとおりご協力を賜りたく、投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- 本投資主総会における議決権は、書面によって行使することもできます。投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全確保の観点から、ご自身の健康状態に不安がある場合には、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討ください。
- 特に、ご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- 本投資主総会へのご出席をご検討されている投資主様におかれましては、本投資主総会開催日時時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況、当日までのご自身の健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなさいませぬようお願い申し上げます。

<来場される投資主様へのお願い>

- 咳等の症状をお持ちの投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます、ご退席いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記のほか、本投資主総会の秩序維持及び新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、必要な措置（マスクの着用・アルコール消毒液による手指の消毒・体温測定等にご協力いただくことや、座席の間隔の拡大・運営スタッフ等のマスクの着用を含みます。）を講じる場合がございますので、投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解及びご協力のほどお願い申し上げます。

◎今後の状況の変化によっては、やむを得ず本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のウェブサイト (<https://www.orixjreit.com/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1 提案の理由

(1) 第12条関連

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定（これに関連する投信法等の改正規定を含みます。）が2022年9月1日に施行されたことに伴い、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）第10条第9項の定めに基づき、2022年9月1日をもって、本投資法人について、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされています。この点を明確化するため、本投資法人の規約においてその旨を確認的に規定するものです。また、電子提供措置をとる事項のうち内閣府令で定めるものの全部又は一部については、書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載することを要しない旨の法令の規定（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第325条の5第3項を投信法第94条第1項により準用の上、同法第65条第1項に従い読み替えたもの）に従い、この旨を規定するものです。（変更後の規約第12条第3項及び第4項）

(2) 別紙1「資産運用の対象及び方針等について」関連

① 本投資法人の更なる投資機会の拡大及び投資手段の多様化のため、現行規約に規定されている不動産や不動産を信託財産とする信託の受益権などを裏付資産とする社債券や金銭債権への投資に加えて、当該社債券や金銭債権に投資することを目的とする特定目的会社等に係る出資持分に対する投資を可能とするための変更を行うものです。また、かかる変更に伴って、現行規約に資産運用の対象として規定されている再生可能エネルギー発電設備又は公共施設等運営権を裏付資産とする社債券や金銭債権に関しても、当該社債券や金銭債権に投資することを目的とする特定目的会社等に係る出資持分を資産運用の対象として追加するものです。（変更後の規約別紙1「資産運用の対象及び方針等について」 「I 資産運用の対象」(3)及び(4)）

② 本投資法人の更なる投資機会の拡大及び投資手段の多様化のため、不動産関連資産又はインフラ等関連資産の運用のため必要又は有用と認められる資産に関しては、不動産関連資産又はインフラ等関連資産への投資に伴って取得が必要となる権利に限定せず投資対象とすることが可能となるよう規定を改定するものです。（変更後の規約別紙1「資産運用の対象及び方針等について」 「I 資産運用の対象」(5)）

(3) 有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の評価方法の変更

2019年7月4日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(関連して新たに制定又は改正された会計基準、適用指針を含みます。)の適用に伴い、資産評価の方法に関して所要の変更を行うものです。(変更後の規約別紙2「資産評価の方法、基準及び基準日について」「I 資産評価の方法及び基準について」「1 運用資産の種類ごとの評価の方法及び基準」(2)及び(5))

(4) 体裁を整える形式的な修正 (変更後の規約第41条(b))

(5) 制定・改定履歴関連

上記の規約改定に伴い、制定・改定履歴の変更を行うものです(変更後の制定・改定履歴)。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第12条 (投資主総会の招集)</p> <p>1 【条文省略】</p> <p>2 【条文省略】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>第12条 (投資主総会の招集)</p> <p>1 【現行どおり】</p> <p>2 【現行どおり】</p> <p>3 <u>本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>4 <u>本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第41条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準)</p> <p>【条文省略】</p> <p>(a) 【条文省略】</p>	<p>第41条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準)</p> <p>【現行どおり】</p> <p>(a) 【現行どおり】</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(b) 運用報酬2</p> <p>直前の決算期間における本投資法人の税引前当期利益に、当該直前の決算期間における支払利息等の金利費用に等しい額を加算し、当該直前の決算期間における運用資産中の不動産関連資産（この規約の一部を構成する別紙1「資産運用の対象及び方針等について」に定義する。以下同じ。）及びインフラ等関連資産（この規約の一部を構成する別紙1「資産運用の対象及び方針等について」に定義する。）（本条においては、不動産関連資産若しくはインフラ等関連資産の取得又は売却と同時に取得し又は売却した動産等（この規約の一部を構成する別紙1「資産運用の対象及び方針等について」に定義する。）を含む。）の売却による損益を加算又は控除した額（以下「調整後当期利益」という。）の3.0%に相当する金額（1円未満は切り捨てる。）を、当該直前の決算期間に属する決算期の翌日から始まる決算期間における運用報酬2とし、当該直前の決算期間に属する決算期の翌日から始まる決算期間に属する5月末日及び8月末日（当該日の直前の決算期が2月末日の場合）、又は11月末日及び翌年2月末日（当該日の直前の決算期が8月末日の場合）がそれぞれ経過するごとに遅滞なく、上記金額の2分の1ずつ（1円未満は切り捨てる。）を支払うものとする。ただし、調整後当期利益がゼロ又はそれ以下となる場合には、運用報酬2の計算においては調整後当期利益をゼロとみなして計算するものとし、すなわち、これに係る運用報酬2については無報酬となるものとする。</p> <p>【以下(c)から(g)まで、条文省略】</p>	<p>(b) 運用報酬2</p> <p>直前の決算期間における本投資法人の税引前当期利益に、当該直前の決算期間における支払利息等の金利費用に等しい額を加算し、当該直前の決算期間における運用資産中の不動産関連資産（この規約の一部を構成する別紙1「資産運用の対象及び方針等について」に定義する。以下同じ。）及びインフラ等関連資産（この規約の一部を構成する別紙1「資産運用の対象及び方針等について」に定義する。<u>以下同じ。</u>）（本条においては、不動産関連資産若しくはインフラ等関連資産の取得又は売却と同時に取得し又は売却した動産等（この規約の一部を構成する別紙1「資産運用の対象及び方針等について」に定義する。）を含む。）の売却による損益を加算又は控除した額（以下「調整後当期利益」という。）の3.0%に相当する金額（1円未満は切り捨てる。）を、当該直前の決算期間に属する決算期の翌日から始まる決算期間における運用報酬2とし、当該直前の決算期間に属する決算期の翌日から始まる決算期間に属する5月末日及び8月末日（当該日の直前の決算期が2月末日の場合）、又は11月末日及び翌年2月末日（当該日の直前の決算期が8月末日の場合）がそれぞれ経過するごとに遅滞なく、上記金額の2分の1ずつ（1円未満は切り捨てる。）を支払うものとする。ただし、調整後当期利益がゼロ又はそれ以下となる場合には、運用報酬2の計算においては調整後当期利益をゼロとみなして計算するものとし、すなわち、これに係る運用報酬2については無報酬となるものとする。</p> <p>【以下(c)から(g)まで、現行どおり】</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙1 資産運用の対象及び方針等について</p> <p>I 資産運用の対象</p> <p style="text-align: center;">【条文省略】</p> <p>(1) 【条文省略】</p> <p>(2) 【条文省略】</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に掲げる以外の特定資産で、次に掲げるもの（不動産等、不動産対応証券及び下記(3)①及び(3)②に掲げる資産を総称して、以下「不動産関連資産」という。）</p> <p>①主として不動産等（ただし、上記(1)①から(1)⑤までに掲げる資産に限る。以下、本(3)において同じ。）に投資することを目的とする特定目的会社（資産流動化法に定めるものをいう。以下同じ。）又は特別目的会社（合同会社を含む。以下同じ。）その他これらに類する形態の法人等（以下「特定目的会社等」と総称する。）の発行する特定社債券（資産流動化法に定めるものをいう。以下同じ。）又は社債券</p> <p>②主として不動産等に投資することを目的とする特定目的会社等に対する貸付債権等の金銭債権（「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」（以下「投信法施行令」という。）に定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>別紙1 資産運用の対象及び方針等について</p> <p>I 資産運用の対象</p> <p style="text-align: center;">【現行どおり】</p> <p>(1) 【現行どおり】</p> <p>(2) 【現行どおり】</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に掲げる以外の特定資産で、次に掲げるもの（不動産等、不動産対応証券及び下記(3)①から(3)③に掲げる資産を総称して、以下「不動産関連資産」という。）</p> <p>①主として不動産等（ただし、上記(1)①から(1)⑤までに掲げる資産に限る。以下、本(3)において同じ。）に投資することを目的とする特定目的会社（資産流動化法に定めるものをいう。以下同じ。）又は特別目的会社（合同会社を含む。以下同じ。）その他これらに類する形態の法人等の発行する特定社債券（資産流動化法に定めるものをいう。以下同じ。）又は社債券</p> <p>②主として不動産等に投資することを目的とする特定目的会社、特別目的会社又は投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律に定めるものをいう。）その他これらに類する形態の法人等（以下「特定目的会社等」と総称する。）に対する貸付債権等の金銭債権（「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」（以下「投信法施行令」という。）に定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>③上記(3)①又は(3)②に掲げる資産に投資することを目的とする特定目的会社等に係る出資持分のうち、有価証券（投信法に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するもの</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(4) 上記(1)、(2)及び(3)に掲げる以外の特定資産で、次に掲げるもの</p> <p>①有価証券（<u>投信法に定めるものをいう。以下同じ。ただし、本(4)①においては、下記(4)⑥に該当するものを除く。</u>）（実質的に不動産関連資産若しくはインフラ等関連資産に投資することを目的とするもの又は不動産関連資産若しくはインフラ等関連資産への投資に付随し若しくは関連して取得するものに限る。）</p> <p>②金銭債権</p> <p>【以下(4)③から⑩まで、条文省略】</p> <p>①主として上記(4)⑧又は(4)⑨に投資することを目的とする<u>特定目的会社等の発行する特定社債券又は社債券</u></p> <p>②主として上記(4)⑧又は(4)⑨に投資することを目的とする特定目的会社等に対する貸付債権等の金銭債権（<u>以下、上記(4)⑧から(4)⑩までに掲げる資産を総称して、「インフラ等関連資産」という。</u>）</p> <p style="text-align: right;">【新設】</p>	<p>(4) 上記(1)、(2)及び(3)に掲げる以外の特定資産で、次に掲げるもの</p> <p>①有価証券（<u>下記(4)⑥、(4)⑩、(4)⑪及び(4)⑬に該当するものを除く。</u>）（<u>実質的に不動産関連資産若しくはインフラ等関連資産に投資することを目的とするもの又は不動産関連資産若しくはインフラ等関連資産への投資に付随し若しくは関連して取得するものに限る。</u>）</p> <p>②金銭債権（<u>下記(4)⑫に該当するものを除く。</u>）</p> <p>【以下(4)③から⑩まで、現行どおり】</p> <p>①主として上記(4)⑧又は(4)⑨に投資することを目的とする<u>特定目的会社又は特別目的会社その他これらに類する形態の法人等の発行する特定社債券又は社債券</u></p> <p>②主として上記(4)⑧又は(4)⑨に投資することを目的とする特定目的会社等に対する貸付債権等の金銭債権</p> <p>⑬<u>上記(4)⑪又は(4)⑫に掲げる資産に投資することを目的とする特定目的会社等に係る出資持分のうち、有価証券に該当するもの</u> （<u>以下、上記(4)⑧から(4)⑬までに掲げる資産を総称して、「インフラ等関連資産」という。</u>）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(5) 特定資産以外の資産で、次に掲げるもの（不動産関連資産又はインフラ等関連資産への投資に付随したものに限る。ただし、下記(5)⑥については、不動産、不動産の賃借権又は地上権を出資することにより設立され、その賃貸、運用又は管理を目的としたものに限るものとし、下記(5)⑦については、不動産関連資産又はインフラ等関連資産の投資に係るリスクを軽減することを目的としたものに限るものとする。）</p> <p>【以下(5)①から⑩まで、条文省略】</p> <p>⑩上記(5)①から(5)⑩までに掲げるもののほか、不動産関連資産又はインフラ等関連資産の投資に付随して取得が必要となる権利</p>	<p>(5) 特定資産以外の資産で、次に掲げるもの（不動産関連資産又はインフラ等関連資産の運用のため必要又は有用と認められるものに限る。ただし、下記(5)⑥については、不動産、不動産の賃借権又は地上権を出資することにより設立され、その賃貸、運用又は管理を目的としたものに限るものとし、下記(5)⑦については、不動産関連資産又はインフラ等関連資産の投資に係るリスクを軽減することを目的としたものに限るものとする。）</p> <p>【以下(5)①から⑩まで、現行どおり】</p> <p>⑩上記(5)①から(5)⑩までに掲げるもののほか、不動産関連資産又はインフラ等関連資産の運用のため必要又は有用と認められる資産</p>
<p>別紙2 資産評価の方法、基準及び基準日について</p> <p>I 資産評価の方法及び基準について 【条文省略】</p> <p>1 運用資産の種類ごとの評価の方法及び基準 【条文省略】</p> <p>(1) 不動産等 【条文省略】</p> <p>(2) 有価証券（不動産等及び下記(4)に含まれるものを除く。）</p> <p>①金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所が開設する取引所有価証券市場又は外国有価証券市場における最終価格（原則として取引価格の終値とする。また、評価の基準日における終値が公表されていない場合には、直近において公表された終値とする。）に基づき算出した価額。</p>	<p>別紙2 資産評価の方法、基準及び基準日について</p> <p>I 資産評価の方法及び基準について 【現行どおり】</p> <p>1 運用資産の種類ごとの評価の方法及び基準 【現行どおり】</p> <p>(1) 不動産等 【現行どおり】</p> <p>(2) 有価証券（不動産等及び下記(4)に含まれるものを除く。） 【削除】</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>②上記(2)①に掲げる有価証券以外の有価証券</p> <p>当該有価証券の市場価格（証券会社等のブローカーにより提示される価格（気配値を含む。）又は取引所有価証券市場における取引価格に準じ随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する価格をいう。以下同じ。）がある場合には市場価格に基づく価額。また、市場価格がない場合にはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出された価額。ただし、優先出資証券、コマーシャル・ペーパー、貸付信託の受益証券、外国貸付債権信託受益証券、外国法人が発行する譲渡性預金証書及び貸付債権信託受益証券、別紙1のIの(3)①に掲げるもの並びに外国法人に対する権利で貸付債権信託受益証券の権利の性質を有するものについては、市場価格及び合理的な方法により算出された価格がない場合には、取得価額にて評価することができるものとする。</p> <p>(3) 【条文省略】</p> <p>(4) 【条文省略】</p> <p>(5) デリバティブ取引に係る権利</p> <p>①金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引</p> <p>当該取引所の最終価格に基づき算出した価額。ただし、最終価格がない場合には、最終の気配値（公表された最終の売り気配の最安値又は買い気配の最高値。それらがともに公表されている場合には、それらの仲値）に基づき算出した価額。また、評価の基準日における当該取引所の最終価格又は気配値が公表されていない場合には、直近において公表された最終価格又は気配値に基づき算出した額とする。</p>	<p>満期保有目的の債券に分類される場合には、取得原価をもって評価する。その他有価証券に分類される場合には、時価をもって評価する。ただし、市場価格（証券会社等のブローカーにより提示される価格（気配値を含む。）又は取引所有価証券市場における取引価格に準じ随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する価格をいう。以下同じ。）がない株式等は、取得価額にて評価するものとする。</p> <p>(3) 【現行どおり】</p> <p>(4) 【現行どおり】</p> <p>(5) デリバティブ取引に係る権利 【削除】</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>②金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引 <u>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。ただし、公正な評価額を算定することが極めて困難な場合には、取得価額にて評価することができるものとする。</u></p> <p>③一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められ、かつ、法人税法の定めに基づく有効性判定においてヘッジが有効であると認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。</p> <p>(6) 【条文省略】</p>	<p>【削除】</p> <p>デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、時価をもって評価する。ただし、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用するものとする。</p> <p>(6) 【現行どおり】</p>
<p>制定・改定履歴</p> <p>制定：2001年9月4日 改定：2001年12月17日 改定：2002年1月14日 改定：2002年4月15日 改定：2002年6月12日 改定：2003年5月27日 改定：2005年5月24日 改定：2006年11月29日 改定：2008年5月29日 改正：2010年5月28日 改正：2010年10月26日 改正：2012年5月25日 改正：2013年3月1日 改正：2014年5月28日 改正：2015年11月30日 改正：2017年11月29日 改正：2019年11月27日 改正：2021年11月26日</p>	<p>制定・改定履歴</p> <p>制定：2001年9月4日 改定：2001年12月17日 改定：2002年1月14日 改定：2002年4月15日 改定：2002年6月12日 改定：2003年5月27日 改定：2005年5月24日 改定：2006年11月29日 改定：2008年5月29日 改正：2010年5月28日 改正：2010年10月26日 改正：2012年5月25日 改正：2013年3月1日 改正：2014年5月28日 改正：2015年11月30日 改正：2017年11月29日 改正：2019年11月27日 改正：2021年11月26日 改正：2023年11月29日</p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員三浦洋は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案によって選任される執行役員の任期は、本投資法人規約第21条第1項ただし書に基づき、就任する2023年11月29日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議題とする投資主総会の終結の時までとします。

また、本議案は、2023年10月20日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意を得て提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
みうらひろし 三浦洋 (1959年4月16日生)	1985年 4月 英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人） 入所
	1989年 8月 公認会計士 登録
	1992年 2月 アーサーアンダーセン ニューヨーク事務所 赴任
	2006年 6月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人） 代表社員
	2009年 7月 KPMG ロンドン事務所 赴任（EMA欧州GJP統括）
	2013年10月 有限責任あずさ監査法人 専務理事
	2019年 7月 同監査法人 専務役員
	2021年 6月 株式会社丸和運輸機関（現AZ-COM丸和ホールディングス株式会社） 社外監査役（現職）
	2021年 7月 公認会計士三浦洋国際マネジメント事務所 所長（現職）
	2021年11月 本投資法人 執行役員（現職）
	2022年 3月 株式会社MonotaRO 社外取締役（現職）
	2022年 6月 トヨタ紡織株式会社 社外監査役（現職）

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損

害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第21条第3項に基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、執行役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

なお、本議案は、2023年10月20日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意を得て提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
おし み ゆ か こ 押 味 由 佳 子 (1976年8月11日生)	2002年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2002年10月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2011年 4月 株式会社リコー（出向） 2014年 9月 柴田・鈴木・中田法律事務所 入所（現職） 2015年 6月 株式会社JPホールディングス 社外監査役 2015年12月 オリックス・アセットマネジメント株式会社 リスク・コンプライアンス委員会外部委員 2019年 3月 富士ソフト株式会社 社外監査役（現職） 2019年 6月 株式会社クレハ 社外監査役 2020年12月 日本シイエムケイ株式会社 社外監査役 2021年11月 本投資法人 監督役員（現職） 2022年 1月 株式会社プロレド・パートナーズ 社外監査役（現職）
(注) 押味由佳子の戸籍上の氏名は齋藤由佳子です。	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の監督役員（現職）であり、第4号議案における監督役員候補者です。
- ・上記補欠執行役員候補者が第4号議案に基づき本投資法人の監督役員に選任された場合において、その後、本投資法人の執行役員が欠けた結果、当該補欠執行役員候補者が本投資法人の執行役員に就任するときは、当該監督役員を辞任する予定です。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損

害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案：監督役員3名選任の件

監督役員小池敏雄、服部毅及び押味由佳子の3名は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監督役員3名の選任をお願いするものです。なお、本議案によって選任される監督役員の任期は、本投資法人規約第24条第1項ただし書に基づき、就任する2023年11月29日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議題とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
1	おし み ゆか こ 押 味 由 佳 子 (1976年8月11日生) (注) 押味由佳子の 戸籍上の氏名は 齋藤由佳子で す。	2002年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2002年10月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2011年 4月 株式会社リコー（出向） 2014年 9月 柴田・鈴木・中田法律事務所 入所（現職） 2015年 6月 株式会社JPホールディングス 社外監査役 2015年12月 オリックス・アセットマネジメント株式会社 リスク・コンプライアンス委員会外部委員 2019年 3月 富士ソフト株式会社 社外監査役（現職） 2019年 6月 株式会社クレハ 社外監査役 2020年12月 日本シイエムケイ株式会社 社外監査役 2021年11月 本投資法人 監督役員（現職） 2022年 1月 株式会社プロレド・パートナーズ 社外監査 役（現職）
2	い が ら し じ ゅ ん や 五十嵐 殉 也 (1973年2月19日生)	1996年11月 株式会社村田不動産鑑定事務所 入社 2000年 3月 不動産鑑定士 登録 2003年 3月 アメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会 社（現クロール株式会社）入社（現職） 2009年 5月 MAI（米国不動産鑑定士）登録 2014年12月 オリックス・アセットマネジメント株式会社 投資委員会外部委員（現職）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
3	こにし めぐみ 小西めぐみ (1975年9月29日生) (注) 小西めぐみの 戸籍上の氏名は 粉川めぐみで す。	1998年 4月 NTTシステム開発株式会社 入社 2007年12月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 広島事務所 入所 2012年 8月 公認会計士 登録 2013年 1月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2015年12月 メットライフ生命保険株式会社 入社 2018年 8月 小西めぐみ公認会計士事務所 代表(現職)

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者押味由佳子は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務全般を監督しております。
- ・上記監督役員候補者押味由佳子は、第3号議案における補欠執行役員候補者であり、第3号議案に基づき本投資法人の補欠執行役員に選任された場合において、その後、本投資法人の執行役員が欠けた結果、当該監督役員候補者が本投資法人の執行役員に就任するときは、監督役員を辞任する予定です。
- ・本議案が承認可決された場合、上記監督役員候補者五十嵐殉也は、2023年11月29日までにオリックス・アセットマネジメント株式会社の投資委員会外部委員を退任する予定です。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者押味由佳子は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記監督役員候補者押味由佳子が監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、上記監督役員候補者五十嵐殉也及び小西めぐみが監督役員に就任した場合には、新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

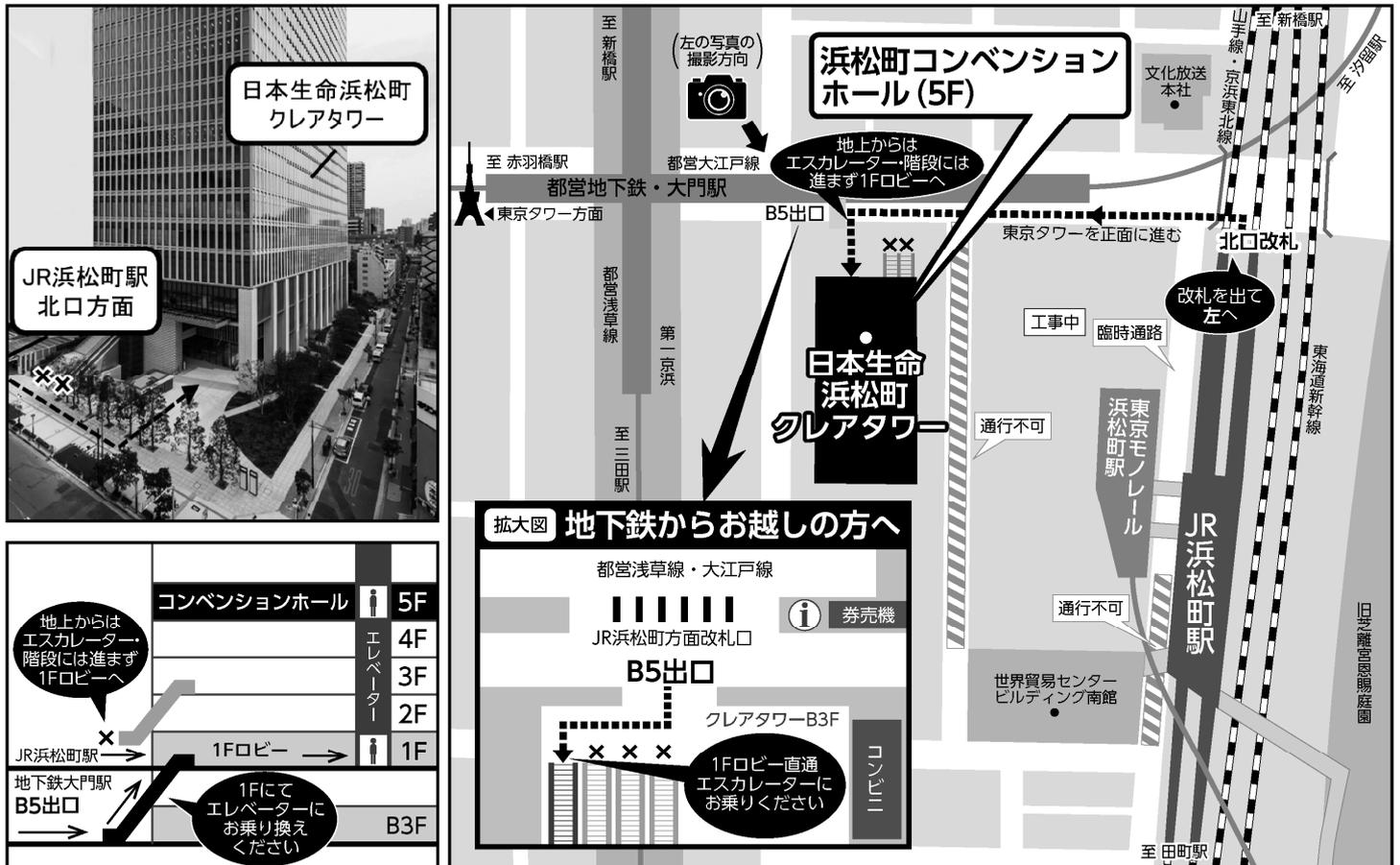
本投資主総会に提出される議案のうち本投資法人規約第17条第2項に定める議案がある場合は、当該議案には、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第17条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案がある場合は、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第17条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも本投資法人規約第17条第2項に定める議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

日本生命浜松町クレアタワー 5階
 浜松町コンベンションホール 大ホール
 〒105-0013 東京都港区浜松町二丁目3番1号
 代表 TEL. 03-6432-4075



交通のご案内

- JR (山手線・京浜東北線)
 浜松町駅北口から徒歩約2分
 北口改札を出て道路に沿って西側(改札から見て左側)を直進ください。
 ※東京タワーを正面に進みます。
- 都営地下鉄浅草線(京浜急行線・京成線乗入)・都営地下鉄大江戸線
 大門駅B5出口直結(1Fロビー直通エスカレーターにお乗りください。)

本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

[お願い]

- 駐車場・駐輪場の準備はいたしていませんので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。